

千葉市立海浜病院病床運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院における入院病床及び外来診療の運営に関して、効率かつ円滑な運用を推進し、一人でも多くの患者に安全かつ適正な医療を提供するために、千葉市立海浜病院病床運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、効率性及び適正並びに安全性などを調査し、審議した結果を院長に報告し、関係部門と共有する。

- (1) 入院病床の運営に関する事
- (2) 一般外来診療の運営に関する事
- (3) 空床利用及び他科病床利用に関する諸問題の検討と病棟間の調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、病床・外来の運営全般に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医師（診療局長及び部長以上の医師 数人）
- (2) 看護師（副看護部長1人及び看護師長）
- (3) 診療放射線技師長
- (4) 臨床検査技師長
- (3) 医事室医事班主査

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、診療局長又は統括部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員となる医師を指名により決定する。
- 5 副委員長は、委員長が指名した副看護部長又は看護師長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議の内容に応じて第3条に掲げる委員のうち、必要な委員のみを招集する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医事室医事班において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月から施行する。